特別清算終結

平成２４年（ヒ）第５０１号

福島県会津若松市宮町７番42号
清算株式会社　株式会社エーティーコーポレーション
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福島地方裁判所会津若松支部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第１０号

新潟市西区坂井東２丁目12番24号
清算株式会社　株式会社深雪建設
代表清算人　後藤　直樹
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　通則
⑴　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
⑵　弁済の場所及び端数の処理
ア　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
イ　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
2　一般債権の弁済及び免除
⑴　清算株式会社は、本協定認可決定確定の日から１か月以内に、通則⑴による免除を受けた後の一般債権の債権額の1.6パーセントを支払う。
⑵　一般債権者は、前号の弁済を受けたときに、残余の一般債権全額を放棄する。
新潟地方裁判所第１民事部

平成２１年（ヒ）第５号

長野県松本市梓川上野417番地４
清算株式会社　株式会社ファインフーズ梓川
代表清算人　藤野　一康
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、協定債権者松本市に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、弁済する。
2　協定債権者松本市は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者松本市に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、弁済する。この場合においては、協定債権者松本市が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
長野地方裁判所松本支部

更生手続開始

平成２４年（ミ）第２号

北海道苫小牧市字美沢114番地１
更生会社　美々リゾート開発株式会社
代表者代表取締役　蔦森　清克
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　美々リゾート開発株式会社について更生手続を開始する。
3　管財人　大川　哲也
4　更生会社の債務者及び財産所持者は、更生会社（従前の代表者）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権又は更生担保権の届出期間　平成24年７月27日まで
6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成24年８月31日から平成24年９月14日まで
7　更生債権であって、当庁平成24年（再）第４号（回付前札幌地方裁判所苫小牧支部平成23年（再）第１号）再生手続において再生債権として届出のあったものを有する更生債権者は、当該更生債権の届出をすることを要しない。
札幌地方裁判所民事第４部

監督命令

平成２４年（再）第２号

北海道帯広市西十九条北１丁目７番５号
再生債務者　山田建設工業株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　北海道帯広市大通南９丁目４番１帯広大通ビル１階　岩﨑優子法律事務所　弁護士　岩﨑　優子
平成24年６月29日　釧路地方裁判所帯広支部

平成２４年（再）第２号

横浜市保土ケ谷区仏向町1437番地１
再生債務者　株式会社横浜シウマイ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　横浜市中区不老町１丁目１番地５横浜東芝ビル４階　きつかわ法律事務所　弁護士　橘川　真二
平成24年６月29日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（再）第１号

山口県柳井市柳井1611番地の１
再生債務者　株式会社大畠製作所
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　山口県岩国市平田４丁目11番36号平田ハイツ１階　白木健太朗法律事務所　弁護士　白木健太朗
平成24年６月28日　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（再）第２号

香川県観音寺市室本町1325番地61
再生債務者　株式会社オーブン
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　香川県高松市内町１－６　井元ビル４階　西紋・小林法律事務所　弁護士　小林　正則
平成24年６月29日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（再）第３号

愛媛県四国中央市土居町中村620番地１
再生債務者　株式会社オーブン愛媛
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　香川県高松市内町１－６　井元ビル４階　西紋・小林法律事務所　弁護士　小林　正則
平成24年６月29日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（再）第４号

埼玉県越谷市大字南荻島832番地
再生債務者　株式会社大文越谷
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　香川県高松市内町１－６　井元ビル４階　西紋・小林法律事務所　弁護士　小林　正則
平成24年６月29日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

再生手続開始

平成２４年（再）第１号

北海道広尾郡広尾町並木通東３丁目34番地
再生債務者　株式会社平沼重機
代表者代表取締役　津端　国男
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前９時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年７月20日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年８月24日から平成24年９月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部

再生計画認可

平成２３年（再）第１号

愛媛県松山市三津ふ頭１番地２
再生債務者　株式会社中辰
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年６月28日　　松山地方裁判所民事部

平成２３年（再）第２号

沖縄県糸満市西崎２丁目７番14―101号グランハイム西崎
再生債務者　前川　雅春
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年６月27日
那覇地方裁判所民事第３部